

概要版

# 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

みんながつながる 豊かな自然とほぐくみのまち  
～ほぐ(育)ハグ(hug)にのみや～



©東京ハイジ/二宮町

令和2年3月  
二宮町

## 計画策定の趣旨

この「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

国や県における対策が進められる中でも、出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や、待機児童の発生、子どもの貧困など、子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援や多様な機関が連携した対応の必要性が高まっています。

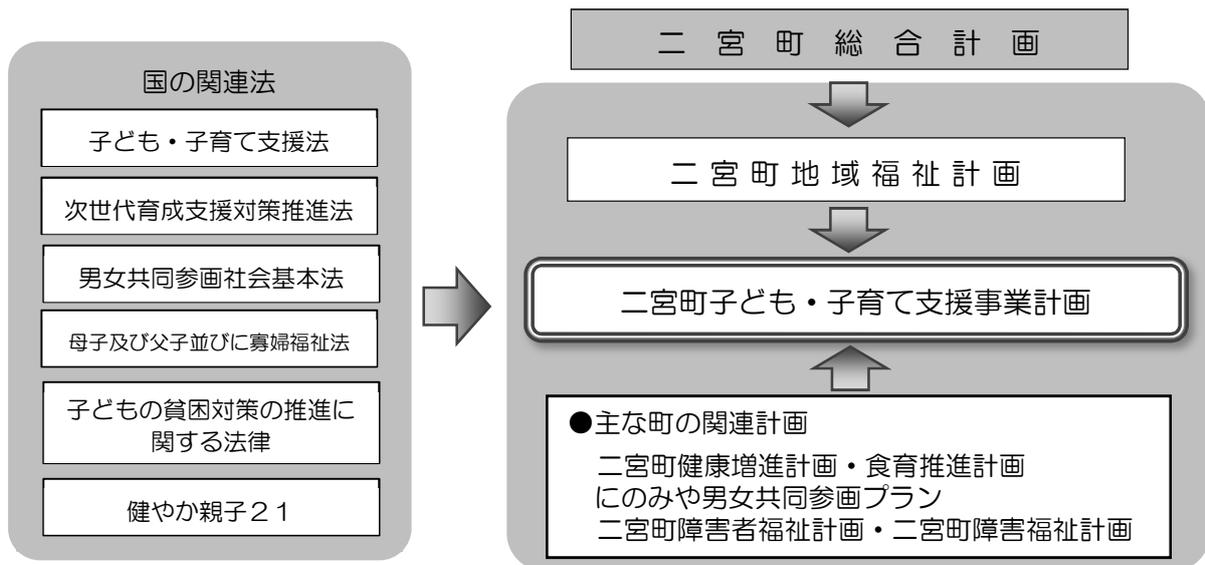
このような現状に対応するため、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援が重要であり、子どもと子育て家庭に対する支援の推進が求められています。また、生まれ育った環境に左右されないよう子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援など、子どもの成長段階に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもたちとその家庭、地域住民、事業者とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

## 計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられ、「二宮町次世代育成支援行動計画」における事業についても継承・見直しを行います。
- 本計画は、上位計画である「二宮町総合計画」、「二宮町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画等との整合性を持つものとして定めています。
- 本計画は、二宮町母子保健計画及び二宮町子どもの貧困対策計画を包含するものです。



## 計画の期間

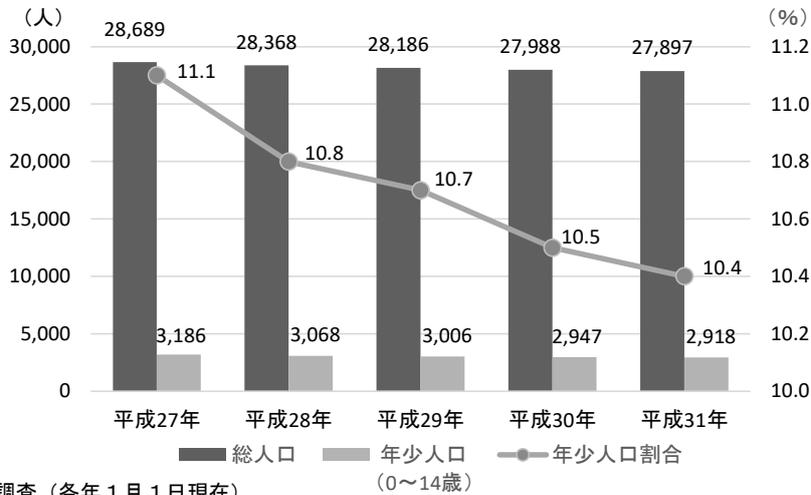
計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
← 二宮町子ども・子育て支援事業計画					← 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画 →				
				計画策定					

## 二宮町の子育てをめぐる現状

### ●総人口と年少人口の推移

総人口および年少人口は平成 27 年以降、年々減少しています。年少人口割合も同様に年々減少しており、平成 28 年以降、11%を下回っています。

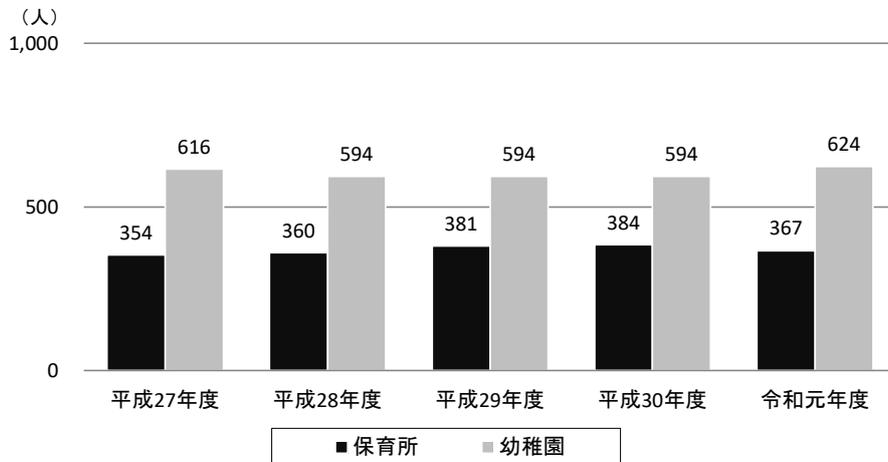


資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

### ●保育所入所・幼稚園入園児数の推移

本町では、保育所 5 か所（私立 4 か所・町立 1 か所）、幼稚園 5 か所（すべて私立）で、受入れを行っています。

平成 27 年度以降、保育所の入所児数は増加傾向にありましたが令和元年度に減少し 367 人となっています。一方、幼稚園の入園児数は増加傾向にあり、令和元年度には 624 人となっています。



資料：子育て・健康課（保育所各年4月1日、幼稚園各年5月1日）

### ●学童保育在籍児童数の推移

本町では、学童保育を 4 か所（公設 3 か所・民設 1 か所）開設しており、在籍児童数は各学年、年度によって増減していますが、合計人数は増加しています。

令和元年5月1日現在の学童保育における低学年児童数の割合は、75.9%となっています。小学校区別でみると、3区において3割台となっています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生	55	50	64	58	68
2年生	53	47	45	69	57
3年生	32	51	47	45	61
4年生	31	25	30	27	35
5年生	6	14	19	21	16
6年生	4	2	9	8	8
合計	181	189	214	228	245

基本理念

みんながつながる 豊かな自然とはぐくみのまち  
 ~はぐ(育)ハグ(hug)にのみや~

基本目標

**1** 【みんなで】  
 地域の子育て支援の充実

- 1 家庭の育てる力を支援
- 2 幼児教育の充実
- 3 保育サービスの量の確保と質の向上
- 4 子育て支援ネットワークの充実
- 5 放課後児童対策の充実

**2** 【すこやか】  
 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

- 1 子育て世代包括支援センター「にのはぐ」の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育の推進
- 4 小児医療の充実

**3** 【ささえる】  
 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

- 1 子どもの貧困への対策
- 2 経済的負担の軽減
- 3 児童虐待防止対策の充実
- 4 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

**4** 【はぐくむ】  
 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 学校教育の充実
- 3 地域とともにある教育環境づくり

**5** 【あんしん】  
 子育てに配慮した生活環境の整備

- 1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- 2 子ども等の安全の確保

**6** 【いきいき】  
 子育てと仕事の両立の推進

- 1 子育てと仕事の両立支援
- 2 若者の自立・就業支援

子どものための教育・保育の内容と供給体制（子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育提供区域の設定

2 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



## 基本目標ごとの主な取り組み

### ①【みんなで】 地域の子育て支援の充実

#### 1 家庭の育てる力を支援

保護者が親としての子育ての喜びや責任を認識できるよう、講座や地域との交流、相談体制づくり等を充実させるとともに、緊急時の一時預かりサービス等を通じて、子育て家庭への負担を減らし、安心して子育てができるよう支援します。

#### 2 幼児教育の充実

幼稚園における教育の充実を図りながら、幼稚園での預かり保育等、保護者のニーズに合った選択ができるよう情報提供を進めます。

#### 3 保育サービスの量の確保と質の向上

待機児童が発生しないよう各保育所と連携し受入れ体制の確保を図ります。  
また、保育に関わるスタッフの質の充実を図り、より良い保育サービスが提供できるよう努めます。

#### 4 子育て支援ネットワークの充実

相談員の資質の向上や、気軽に相談のできる環境整備をし、各種相談窓口の充実を図るとともにパンフレットやホームページ等さまざまな媒体を通じた情報の周知を進めます。  
また、子育て支援に関わる機関や団体等のネットワークを強化し、連携を深めていくことで子育て支援の充実を図ります。

#### 5 放課後児童対策の充実

国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進にあわせながら、学童保育や放課後子ども教室の場を通して、より安全に遊べ、放課後の時間を有効的に活用し、心身の健全な育成を図ります。

### ②【すこやか】 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

(二宮町母子保健計画)

- 1 子育て世代包括支援センター「にのはぐ」の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

#### 1 子育て世代包括支援センター「にのはぐ」の充実

引き続き、妊娠や出産等に関する相談や各種健康診査、育児教室など、さまざまな側面から母子の健康を維持・向上させるための支援を行います。  
また、今後は各種健康診査や講座への参加率をより高められるよう周知を行います。

#### 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活を送れるよう、効果的な事業に取り組むとともに、関係機関の協力も得ながら、教育相談機能の充実や教職員への支援を図ります。今後はより、効果的な教室や講座の開催、相談機能の充実を図ります。

#### 3 食育の推進

妊婦や保護者への食育の啓発や食物アレルギーに関する相談体制の充実を図ります。学校給食等における地場産物活用の推進や食に関する体験学習の確保に努めます。

#### 4 小児医療の充実

小児医療費助成制度の検討をはじめ、かかりつけ医を持つことの重要性を周知するとともに、救急医療体制の充実を図ります。



### ③【ささえる】 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

#### (二宮町子どもの貧困対策計画)

- 1 子どもの貧困への対策
- 2 経済的負担の軽減



#### 1 子どもの貧困への対策

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、子ども達が生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう関係機関や関係団体との連携を図りながら、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組めます。

また、ひとり親家庭には、手当及び助成金等の支給や就労の促進、保育所入所の優先的措置などの支援を充実させます。

#### 2 経済的負担の軽減

児童手当については国の制度に基づき、これまでと同様に助成等を行います。また、児童・生徒が経済的な理由により就学困難な場合は、就学に必要な費用の援助や各種奨学金の利用支援を行います。

また、令和元年10月より施行となった幼児教育・保育の無償化により、経済的負担の軽減を図ります。

#### 3 児童虐待防止対策の充実

直接親子と会うことができる各種乳幼児健康診査は、虐待の芽を早期に発見し事前予防のできる機会となります。未受診家庭については育児の孤立化が懸念されるため電話連絡や必要に応じて家庭訪問を行います。

また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関との連携強化や、相談体制の充実により、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に努めます。

#### 4 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

発達に心配のある子どもへは、育児相談や育児教室を中心に支援を行い、障がいのある子どもに対しては就学前からそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援を行います。

また、幼稚園・保育所では臨床心理士や保健師等の専門職による、先生への助言・相談の機会を設けることにより、教育・保育の現場の悩みの解決に繋がります。

### ④【はぐくむ】 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

#### 1 次代の親の育成

乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通して、他人を慈しむ心や、命の大切さ、子どもを産み、育てることの意義を学ぶ機会を設けます。それにより新たに親になる世代の子どもたちに、必要な子育てや子どもに対する意識の醸成を図ります。

#### 2 学校教育の充実

すべての教育活動を通して、児童・生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学べる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」を合わせ、自ら学び自己実現を目指す児童・生徒の育成に努めます。

また、小中一貫教育については、引き続き研究を進め、それぞれの発達段階をふまえた切れ目のない体系的な教育を目指します。

#### 3 地域とともにある教育環境づくり

子育て中の保護者を対象とした、家庭教育に関する学習機会の充実を図り、子どもの成長・教育の原点となる家庭の教育環境整備の支援に繋がります。

また、身近な地域でのイベントや交流によって、二宮の歴史や自然、文化を体験学習できるよう、さまざまな機会を整備します。

## ⑤【あんしん】 子育てに配慮した生活環境の整備

### 1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

子どもの身近な遊び場である公園や緑地を、安心して遊ぶことができる場所として整備を進めます。  
また、安全かつ快適に外出できるよう、子ども・子育て家庭の視点に立ったバリアフリーの推進を引き続き進めます。

### 2 子ども等の安全の確保

子どもが危険に遭遇したり不安を感じる事のない安全なまちづくりを進める、警察署等の関係機関との連携強化を図るとともに、地域ぐるみの交通安全対策、防犯体制及び防災対策の充実に努めます。  
また、青少年に悪影響を及ぼす環境の浄化活動や非行防止活動を地域をあげて推進します。

## ⑥【いきいき】 子育てと仕事の両立の推進

### 1 子育てと仕事の両立支援

子育てを個々の家庭の問題とせず、個人、事業者を含めた社会全体で支えることが必要であるため、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めていきます。

### 2 若者の自立・就業支援

安定的な雇用の確保は安定した人口構造へと繋がることから、児童・生徒一人ひとりが勤労観、職業観を身につけられるようなキャリア教育の推進に努めるとともに、関係機関と連携し、若者の就業支援のための相談やカウンセリング、職業能力開発等の取組みを引き続き支援してまいります。

## 子ども・子育て支援の取組み

### ●保育の必要性の認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等

### 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保

#### ●1号認定：幼稚園【施設型給付・私学助成】

(人)

令和2年度		令和6年度
①量の見込み	235	224
②確保の内容	910	910

#### ●2号・3号認定：保育所

(人)

令和2年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号	
		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳
①量の見込み	229	26	118	218	25	106
②確保の内容	255	34	121	255	34	121

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

事業名	事業概要	単位	量の見込み（上段）	
			確保の内容（下段）	
			令和2年度	令和6年度
①利用者支援事業	子どもや保護者、妊娠している方に対して、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	か所	2	2
			2	2
②地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	延べ人数 か所	10,831	9,806
			2	2
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	延べ回数	1,595	1,408
			1,595	1,408
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	人	145	128
			145	128
⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	人	20	20
			20	20
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、必要な保護を行う事業です。	人	0	0
			状況に応じて検討	
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等のお子さんを子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	延べ人数	1,620	1,522
			1,620	1,522
⑧一時預かり事業（上段：幼稚園型）（下段：一般型）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	延べ人数	2,537	2,420
			2,537	2,420
			362	346
			362	346
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	延べ人数	2,549	2,359
			2,549	2,359
⑩病児保育事業	子どもが病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、保育所、医療機関等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する事業です。	延べ人数	24	24
			24	24
⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	人	306	311
			360	383

※学童保育の量の見込みと確保の内容は、二宮・一色・山西小学校区、民設学童の合計です。

## 計画の推進体制

### 1 子ども・子育て会議

「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するとき意見を聴くほか、町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行います。

### 2 関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、保育所、幼稚園など、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要です。

そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

### 3 進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「二宮町子ども・子育て会議」や事業の所管課にて進捗状況を確認・評価します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、施策の見直しを行います。

第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行 令和2年3月 企画・編集 二宮町 健康福祉部 子育て・健康課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

TEL 0463-71-5862（子育て支援班） <http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp>